

シンボルマーク等の使用の手引き

(平成 29 年 6 月)

大磯町 政策課

I シンボルマーク等の使用の手引きとは

本書は、以下に示すシンボルマーク及びロゴタイプ（以下、「シンボルマーク等」という。）並びに町章の使用に係る規定等について、関連する告示等を整理し、使用手続きや使用にあたっての留意点などを、分かりやすくまとめたものです。

なお、本書にまとめるにあたり、告示等によって表記の異なる部分については、表記を統一しているため、告示等の表記とは一部異なる部分があります。



〔シンボルマーク〕



〔町章〕

【関連する告示等】

- 大磯町章の制定（昭和 39 年 8 月 15 日大磯町告示第 3 号）
- 大磯町のシンボルカラー及びシンボルマークの制定（平成元年 5 月 29 日大磯町告示第 19 号）
- 大磯町シンボルマーク等使用要綱（平成元年 7 月 1 日 大磯町告示第 23 号）
- シンボルマーク、ロゴタイプ制作および使用原則書（平成元年）

ご不明な点は、担当課までお問い合わせください。

担当課 大磯町政策総務部政策課（本庁舎 3 階）

電 話 0463-61-4100

II シンボルマーク等の使用手続き

シンボルマーク等は平成元年に町制 100 周年を迎えたことを記念して制作されたもので、「高麗山と鷹取山の豊かな自然と、目の前に広がるこゆるぎの浜とに抱かれて発展する町」を題材にデザインされており、町民の皆さんも使用することができます。使用にあたっては、「大磯町シンボルマーク等使用要綱（平成元年 7 月 1 日 大磯町告示第 23 号）」の規定に基づく手続きが必要となります。

《シンボルマーク等を使用できる者》

- ・町内の公共機関
- ・町民

上記に該当しない者は、町長が適当と認めた場合に使用することができます。

《シンボルマーク等の使用手続き》

①申請書の入手

「大磯町シンボルマーク等使用申請書（第 1 号様式）」をホームページまたは政策課窓口（本庁舎 3 階）で入手してください。

トップページ >> 申請書ダウンロード >> 大磯町シンボルマーク等使用申請書

http://www.town.oiso.kanagawa.jp/download/koen_symbol/1365405803874.html

②申請書の提出

申請書に必要事項を記入し、政策課窓口（本庁舎 3 階）へ提出してください。申請にあたっては、使用見本の提出も必要となります。

申請書の記入方法など、ご不明な点はお問い合わせください。

③許可書の交付

町が使用の可否について審査を行い、使用を認める場合は「大磯町シンボルマーク等使用許可書（第 2 号様式）」を交付します。許可書の交付を受けましたら、許可書に記載された条件に従って、シンボルマーク等を使用してください。

【シンボルマーク等使用の基本条件】

- 1 大磯町シンボルマーク等の使用に当たっては、別添の使用原則書を基本とし、図形を崩したり、ロゴタイプを変えたりしないこと。
- 2 大磯町シンボルマーク等の色は、別添の使用原則書による色の指定を守ること。
- 3 大磯町シンボルマーク等の清刷を貸与するので、終了後返還すること。

なお、基本条件を満たすためには、清刷からシンボルマーク等を作成する必要があり、手順が煩雑なうえ、画像読取などに機器が必要となる場面もあります。町では、皆さんがシンボルマーク等を使用しやすいように、清刷を基に作成した画像データを用意しています。この画像データをそのまま使用することで、基本条件に沿うようにシンボルマーク等を使用することができます。

画像データが必要な場合は、申請時等に申し出てください。許可書の交付に伴い、電子メール等により画像データをお渡しします。

④その他

使用後の実績報告等は必要ありません。

《町章の使用について》

町章は、表彰、証明、防災等公の立場が特に必要とされるものに使用し、これ以外のものについては、原則としてシンボルマークを使用することとしています。

したがって、町民の皆さんが町を示すマークを使用する場合は、原則としてシンボルマークを使用いただくことになります。


Ⅲ シンボルマーク等のデザイン

シンボルマークの表現について


大磯町は北側より山（丘）・町・海と、明確な環境の区分で町が構成されています。豊かな山々と広大な海にかこまれた町が、温和でしのぎやすい気象条件のもとで、活発に営まれており、それらもたらすイメージは明るく、開放的なものです。

山と海の自然環境から離れることなく、明るさのある町の発展を、親しみやすく新鮮な形に託す表現意図で、上部に緑豊かな山（丘）を象徴した高麗山と鷹取山を、下部に相模湾から太平洋へと広がる海を、そして両者に囲まれた中央部では、豊かに広がり続ける開かれた町の発展と可能性を表わしています。


《シンボルマーク 【使用原則書 11】》

<ul style="list-style-type: none">●シンボルマークは右記のものです。●向きを変えたり、天と地を変えたりしてはなりません。●使用時は清刷をご使用ください。	
---	---

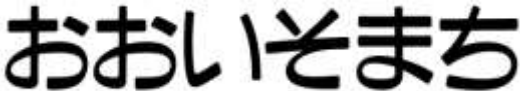
《ロゴタイプ（漢字）－[横使いの場合] 【使用原則書 12】》

<ul style="list-style-type: none">●漢字ロゴタイプ（横組の場合）は右記のものです。●横組の場合を漢字ロゴタイプの基本形とします。●字間（文字と文字とのアキ）は右記のもので、動かしてはなりません。●使用時は清刷をご使用ください。	
---	--


《ロゴタイプ（漢字）－[縦使いの場合] 【使用原則書 13】》

<ul style="list-style-type: none"> ●漢字ロゴタイプ（縦組の場合）は右記のもので、 ●字間（文字と文字とのアキ）は右記のもので、動かしてはなりません。 ●使用時は清刷をご使用ください。 	
--	---

《ロゴタイプ（平仮名）－[横組－メイン] 【使用原則書 14】》

<ul style="list-style-type: none"> ●平仮名ロゴタイプ（横組の場合）は右記のもので、 ●横組の場合を平仮名ロゴタイプの基本形とします。 ●字間（文字と文字とのアキ）は右記のもので、動かしてはなりません。 ●使用時は清刷をご使用ください。 	
---	--

《ロゴタイプ（平仮名）－[縦組] 【使用原則書 15】》

<ul style="list-style-type: none"> ●平仮名ロゴタイプ（縦組の場合）は右記のもので、 ●字間（文字と文字とのアキ）は右記のもので、動かしてはなりません。 ●使用時は清刷をご使用ください。 	
---	---

《ロゴタイプ（カタカナ） 【使用原則書 16】 》

- カタカナロゴタイプ（横組・縦組の場合）は右記のものです。
- 横組の場合をカタカナロゴタイプの基本形とします。
- 字間（文字と文字とのアキ）は右記のもので、動かしてはなりません。
- 使用する書体は写真植字（写植）によるもので、書体名はEナール（写植メーカーは写研）、正体、字間送りはツメ印字後、字間調整をしたものです。
- 使用時は清刷をご使用ください。

オオイソマチ
オオイソマチ

《ロゴタイプ（英字） 【使用原則書 17】 》

- 英字ロゴタイプは右記のものです。
- 字間（文字と文字とのアキ）は右記のもので、動かしてはなりません。
- 使用時は清刷をご使用ください。


OISO
OISO-MACHI

《シンボルマーク+ロゴタイプ[メイン] 【使用原則書 18】 》


- シンボルマークとロゴタイプの組み合わせ標準型は、漢字を組み合わせたものとし、右記のものです。
- シンボルマークとロゴタイプの比例関係と位置は右記のもので、動かしてはなりません。
- 使用時は清刷をご使用ください。




《シンボルマーク+ロゴタイプ[サブ…縦使いの場合] 【使用原則書 19】》

<ul style="list-style-type: none"> ●シンボルマークとロゴタイプを縦に組み合わせたものは右記のものです。 ●この組み合わせでの使用は例外的で、原則は標準型の横組をお使いください。 ●シンボルマークとロゴタイプの比例関係と位置は右記のもので、動かしてはなりません。 ●使用時は清刷をご使用ください。 	
---	--

《シンボルマーク+ロゴタイプ[ロゴが英字だけの場合] 【使用原則書 20】》

<ul style="list-style-type: none"> ●シンボルマークと英字ロゴタイプを組み合わせたものは右記のものです。 ●この組み合わせにおける英字はOISOの4文字を原則とします。 ●シンボルマークとロゴタイプの比例関係と位置は右記のもので、動かしてはなりません。 ●使用時は清刷をご使用ください。 	
--	--

《シンボルマーク+ロゴタイプ[英文併記の場合] 【使用原則書 21】》

<ul style="list-style-type: none"> ●シンボルマークと漢字ロゴタイプの組み合わせ標準型に、英字ロゴタイプを併記させたものが右記のものです。 ●英字は全て大文字を使用します。 ●シンボルマークとロゴタイプの比例関係と位置は右記のもので、動かしてはなりません。 ●使用時は清刷をご使用ください。 	
--	--

《シンボルカラー 【使用原則書 22】 》

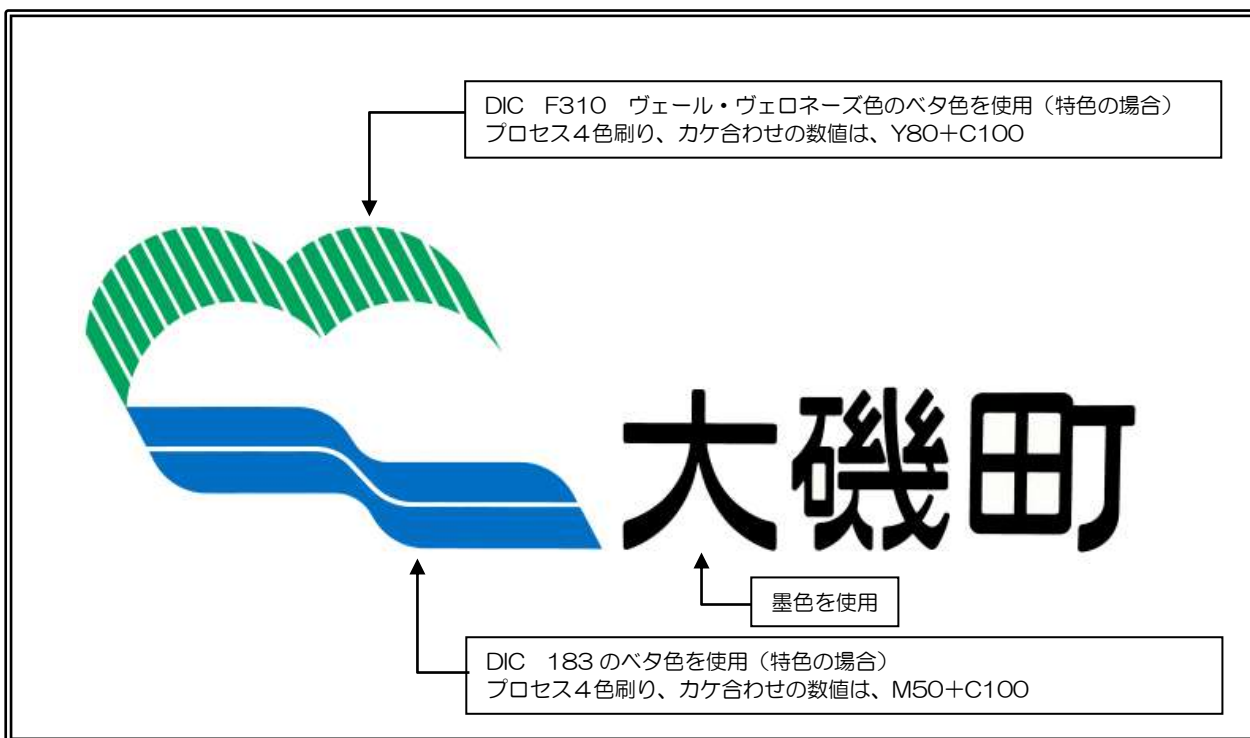
- シンボルマーク等を表現する場合の規定色（シンボルカラー）はメインカラーとサブカラーで構成されています。
- 特色で使用する場合は、それぞれのカラーチップナンバーの色を使用します。
（注：DIC とは大日本インクの略称です）
- 通常のカラー印刷（4色刷り）を行う場合は、それぞれのカケ合わせの数値に基づいて指示を行ってください。
- サブカラーはアプリケーションデザインで使用されます。

シンボルカラー		色見本
大磯グリーン （メインカラー）	DIC F310 ヴェール・ヴェロネーズ カケ合せの数値は Y80+C100	
大磯ブルー （メインカラー）	DIC 183 カケ合せの数値は M50+C100	
大磯オレンジ （サブカラー）	DIC F207 オランジュ カケ合せの数値は Y100+M60	
大磯スカイ・ブルー （サブカラー）	DIC F55 ブルー・ポルスレーヌ カケ合せの数値は C50	

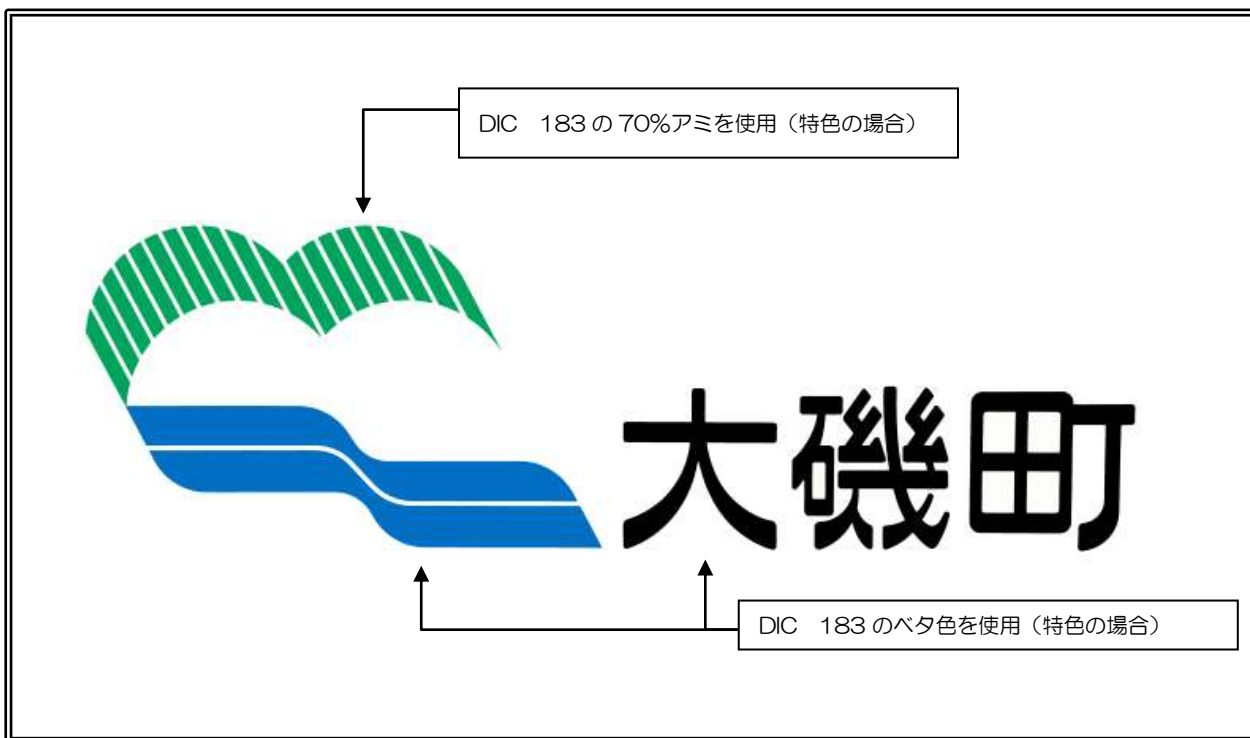
色見本は指定の色と多少の誤差があります。

《シンボルマークカラー 【使用原則書 23・24】 》

カラーで使用する場合



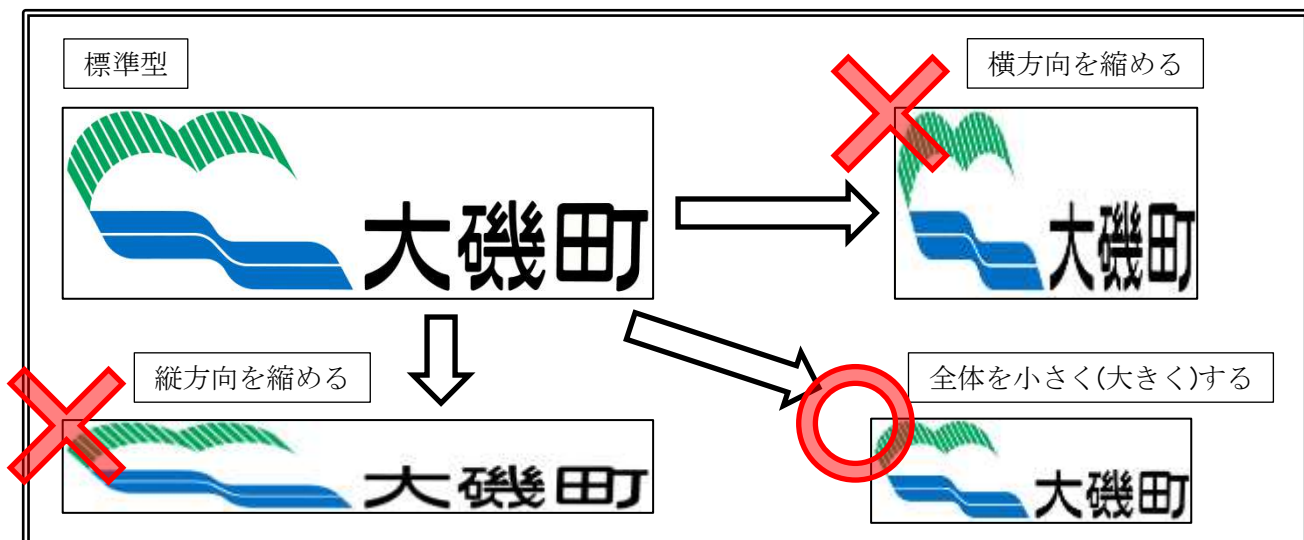
単色で使用する場合



IV 使用にあたっての注意点

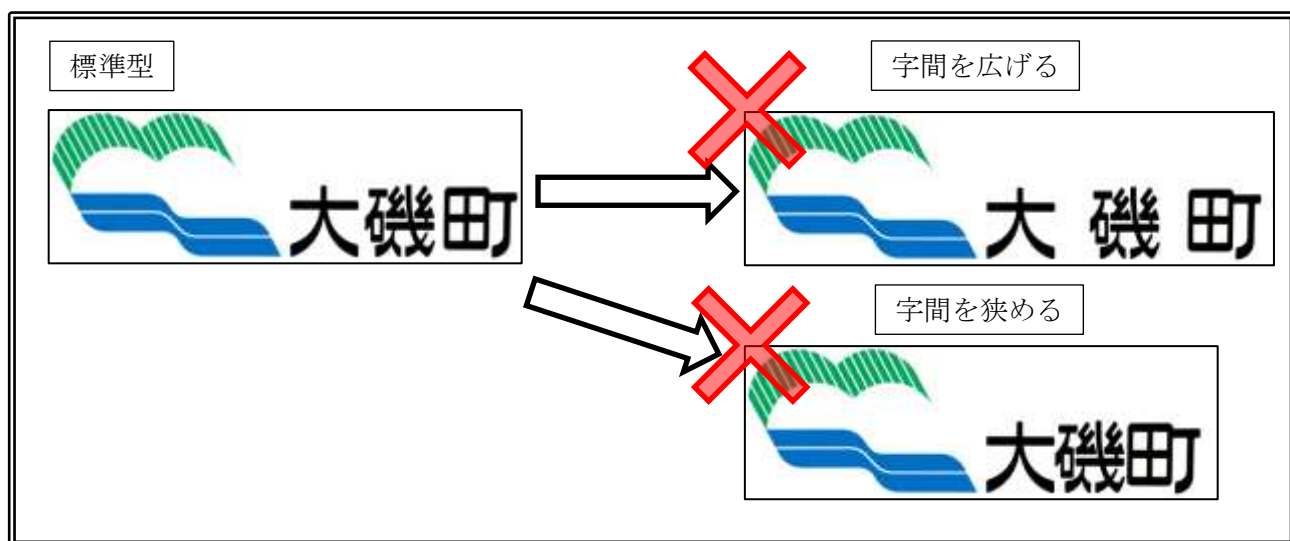
①サイズ及び縦横比

大きさの大小は変更できますが、縦横の比率を変えることはできません。



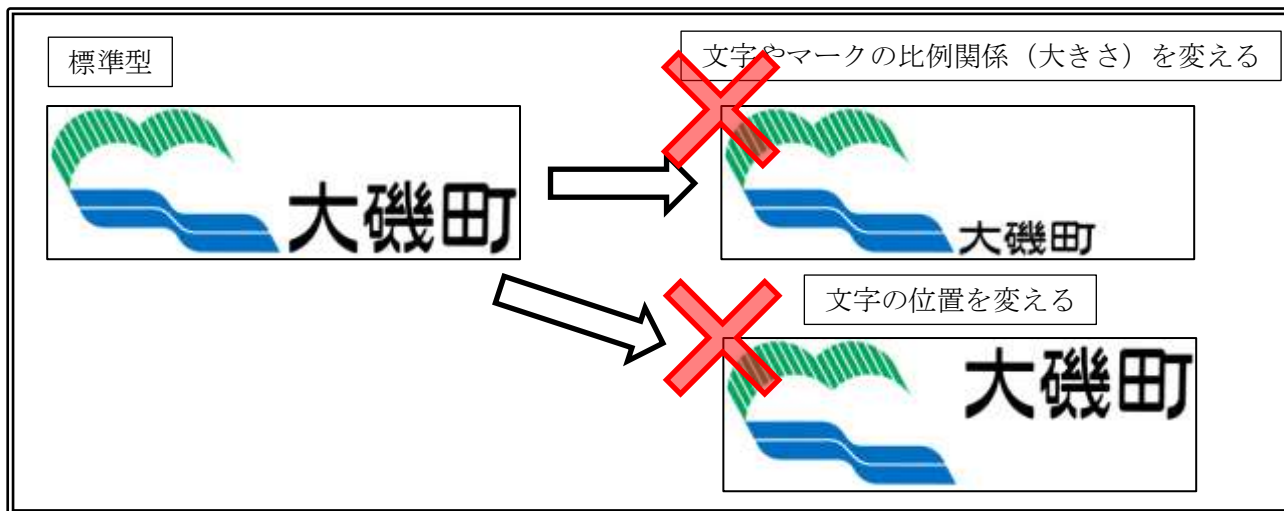
②ロゴタイプの字間

字間（文字と文字のアキ）を広げたり、狭めたりすることはできません。

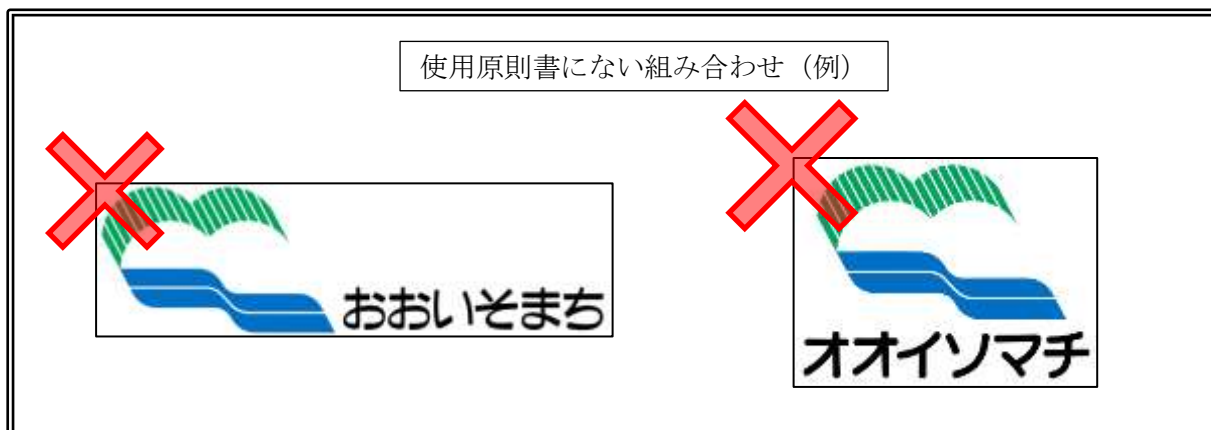


③シンボルマークとロゴタイプの組み合わせ

シンボルマークとロゴタイプの比例関係と位置を動かすことはできません。



また、使用原則書にない組み合わせはできません。



V 参考資料

《町制 100 周年・合併 35 周年に当たって制定したシンボルマークについて》

私たちの町大磯は今年町制をしいて丁度 100 年目、旧大磯町と国府町が合併して 35 年目を迎えました。このことを町民の皆様と共に心よりお祝いしたいと思います。また同時に、100 年と 35 年の間に先人たちが築いた重みのある歴史を土台に、大磯町が今後ますます豊かな町となるよう皆様と力を合わせて再スタートする年に当たると、認識を新たにしております。

この記念すべき年を機会に「大磯町がますます豊かな町となる」という願いを象徴するシンボルマークと「大磯町」の文字デザイン＝ロゴタイプを創りました。

シンボルマークは「高麗山と鷹取山の豊かな自然と、目の前に広がるこゆるぎの浜とに抱かれて発展する町」を題材にデザインしています。幸い大磯町の明るい将来を象徴できるようなものにまとまったと思っております。

これまで皆様に親しんでいただいています「町章」は由緒あるものであり、今後も公的に大磯町を表彰するシンボルマークとして用いていきます。

どうか、以上のような趣旨をご理解いただき、この新しいシンボルマークを愛していただきたくお願い申し上げる次第です。

平成元年 5 月吉日

大磯町町制 100 周年事業実行委員会委員長：小泉信次

《シンボルマーク制作にあたって 【使用原則書 01・02】》

デザインコンセプト

■新しさの追求

- ◎町章が制定された当時の状況と、現在の状況とは明らかに異なっている。
- ◎その背景の変化を先取りし、現在と未来に対応できる形と、伝えたいイメージを内包するものにする。
- ◎デザインに対する感覚も変わっているため、時代感覚にマッチするものにする。

■大磯らしさの追求

- ◎町は自然環境や社会環境など、いろいろな構成要素から成り立っている。
- ◎単一なイメージではなく、複合的なイメージを具現化する。
- ◎その具現化にあたっては、大磯固有のビジュアルモチーフをテーマにする。

デザイン制作基準テーマ

①大磯の環境を具現化する。

- その理由……………◎ビジュアルモチーフとして、大磯が持つ山（丘）、町、海などは強力な素材である。
- ◎配置構成も北から、山（丘）、町、海と環境区分の認識が明確である。
- そのための制作基準…◎上記構成要素からの造形処理を試みる。
- ◎丸みを持った優しくシンボル性をもつ「山」、左右に拡がり、発展を持った明るく開放的な「町の中心部」、海水浴・釣り・サーフィンなどの利用が多く、楽しくて穏やかな「海」。
- ◎それぞれが持ちあわせている訴求力を具現化する。

②ストライプを効果的に採用する。

- その理由……………◎大磯町は気候温和でしのぎやすく、住みよいイメージを持つ。
- ◎陽光（日差し）が投げかける陰影はコントラストを伴ない、それらがもたらすイメージは明るく、開放的である。
- そのための制作基準…◎細い線と太い線、白地の線と黒字の線、水平・垂直および斜めなど、マークが持つ全体的な造形性の中に部分的に組み合わせる。

③シンメトリー（対称）な造形処理を施さない。

その理由……………◎従来の町章や家紋に見られるシンメトリーな処理からの連想は重厚、威厳、安定などの”重くて固い”イメージがつきまとい古さを感じる。言換えるなら、

[親しみやすさ]…形から抱くやわらかさ

[目立ちやすさ]…マークとしての明確な力強さ

[覚えやすさ]…残像効果としての認識の強さ

[新鮮さ]…時代を越えた新しさ

などが、現在および将来の時代感覚にマッチしていないといえる。

そのための制作基準…◎形に変化や動きが感じとられる造形処理を施す。



従来のマークにない新しさを追求する。

④造形処理が“図案”にならないようにする。

その理由……………◎従来の町章にありがちな単一なデザインエレメントでは“図案”の域を越えない。現在と未来を考えた場合、複合化されたエレメントの集積による造形処理で「大磯町」を象徴すべきものです。

といて、デザインエレメントが“説明的”な処理になりすぎるとは、マークが持つ第一義の[わかりやすさ]を混乱させることになる。

そのための制作基準…◎“図案”にならないように、また“説明的”にならないよう造形的バランスを図るために、造形心理学でいうところの「図」と「地」の効果的な応用を導入する。

◎「図」Figure……人が見つめ、注意を向ける部分（黒の部分）

「地」Ground…人から見過ごされ、注意がそがれてしまう部分（黒に囲まれた白の部分）

見つめようとすれば、両者を凝視できる微妙なバランスを持った処理を施す。そのことによって、複合化されたイメージの具現化が可能となる。

■その他、ビジュアルエレメントとして町の鳥である“カモメ”を使用。

◎具体性を持ち、何よりも「親近感」を抱く。

《イメージシンボル 【使用原則書 25】 》

大磯町の特色や将来性などを踏まえた大磯独自のイメージを一言でシンボリックに言い表す「標語」を作成する前提で、大磯町を象徴的に表すキーとなる言葉を拾った。

◎大磯町のキーワード

- ・海、湘南の海、海原、青い海、光る海、明るい海、輝く海
- ・山、湘南の山、山並み、緑の山、光輝く山（照葉樹林のイメージ）、テルテル、まぶしい
- ・町、町並み、歴史の町、明治の町、老舗の町、重厚、由緒ある町、田園、田園都市
- ・青、蒼、碧、深緑、もえぎ
- ・温暖、のどか、うらうら、麗らか（うららか）、悠々（ゆうゆう）
- ・光、光る、輝く、シャイン、ライトアップ、キラキラ、華

以上のようなキーワードを手がかりに、大磯町のイメージを一言で言える「標語」を以下のよう考えた。

A 案

「海と山に囲まれた歴史の町・大磯」

B 案

「山並み・うなばら・町並み・おおいそ」

C 案

1ー「ゆうゆう・キラキラ・おおいそ」

2ー「キラキラ、うららか大磯」

3ー「ま・ば・ゆ・いー大磯」

4ー「ライトアップ大磯」

Ⅰ 使用の手引きとは

Ⅱ 使用手続き

Ⅲ デザイン

Ⅳ 使用にあたっての注意点

Ⅴ 参考資料

《アプリケーション・デザイン》

次のものについて、アプリケーション・デザインを定めています。詳細は使用原則書をご覧ください。

- ・名刺 【使用原則書 26～27】
- ・封筒（大・中・小） 【使用原則書 27～35】
- ・罫紙 【使用原則書 36～37】
- ・半罫紙（B5 サイズ） 【使用原則書 38～39】
- ・半罫紙（A4 サイズ） 【使用原則書 40～41】
- ・原稿用紙 【使用原則書 42～43】
- ・起案用紙 【使用原則書 44～47】
- ・葉書 【使用原則書 48】
- ・名札 【使用原則書 49】
- ・フラッグ（旗） 【使用原則書 50～51】
- ・車 【使用原則書 52】
- ・紙袋 【使用原則書 53】
- ・包装紙 【使用原則書 54】
- ・ネクタイピン 【使用原則書 55】
- ・湯飲み茶碗 【使用原則書 56】

《町章とロゴタイプ》

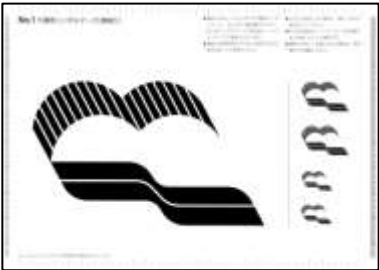


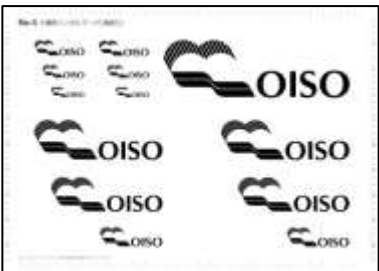




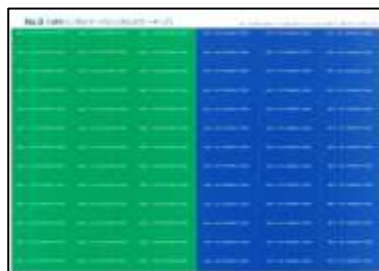
町章とロゴタイプの標準組み合わせ及び組み合わせアプリケーションが示されています。詳細は使用原則書をご覧ください。

- ・標準組み合わせ 【使用原則書 57】
- ・組み合わせアプリケーション 【使用原則書 58～59】

《清刷一覧》

シンボルマーク等を使用するにあたり、清刷を貸し出しています。清刷の貸出を希望される方は、使用申請書の申請時等に申し出てください。

町が所持している清刷は次の9種類です。

<p>No.1 シンボルマーク</p> 	<p>No.2 シンボル+ロゴ</p> 	<p>No.3 シンボル+ロゴ (漢字)</p> 
<p>No.4 シンボル+ロゴ (英字)</p> 	<p>No.5 ロゴタイプ (漢字)</p> 	<p>No.6 ロゴタイプ(漢字+英字)</p> 
<p>No.7 ロゴ (平仮名・カタ)</p> 	<p>No.8 町章+ロゴ</p> 	<p>No.9 シンボルカラー・チップ</p> 

問合せ先

大磯町 政策総務部 政策課

〒255-8555 大磯町東小磯 183 番地（本庁舎3階）

電 話：0463-61-4100（内線 205、229）

F A X：0463-61-1991

E-mail：seisaku-t@town.oiso.kanagawa.jp